



管理運営補助金の対象事業

- 公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター補助金事業【生活経済課】
- すみだ福祉保健センター管理運営補助金事業【厚生課】
- すみだ学習ガーデン補助金事業【生涯学習課】

公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター補助金事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

墨田区における中小企業勤労者の福利厚生向上を図り、地域産業の活性化に寄与する。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和 63 年 10 月 墨田区勤労者共済会補助金交付要綱制定
 平成 14 年 9 月 墨田区勤労者共済会補助金交付要綱廃止、社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱制定（法人化）
 平成 15 年 4 月 要綱一部改正（補助対象に事業運営に要する経費を加える）
 平成 25 年 4 月 要綱一部改正及び要綱名を公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱に改正（公益法人化）

3 補助金の概要

（1）根拠法令

公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱

（2）補助対象者

公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター

（3）補助金の算定基準

- ・センターの管理運営に要する経費
- ・センターの事業運営に要する経費
- ・上記のほか区長が必要と認める事業に要する経費

（4）予算の推移（5年間分）

単位：「千円」

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
歳出当初予算額	42,206	42,139	41,567	37,395	37,425
歳出決算額	40,883	41,001	39,755	34,807	

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

中小企業では、個々の事業所で福利厚生事業を行うことが困難なことから、当該団体に入会することにより、勤労者にとって少ない負担で多様な福利厚生サービスが利用されている。

他区においても、おおむね同様な状況であり、「生活安定」「健康の維持増進」「自己啓発・余暇活動」などの事業が行われている。

5 これまでの実績・成果

(1) 実績（活動指標）

()内は目標値

活動指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
会員数:人(3,700人)	3,248	3,218	3,243	3,230	(3,700)
事業所数:所	1,305	1,265	1,232	1,220	未設定

(2) 成果・効果（成果指標）

()内は目標値

成果指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
各種講習会 参加人数	172	140	146	179	(220)
バスハイク・国内旅行 参加人数	372	649	480	422	(490)
チケット販売 販売枚数	612	634	783	982	(1,105)

6 課題

区内事業所数の減少に伴い会員数や事業所数も減少傾向にあることから、経費の効果的・効率的な運用や新規会員の獲得について検討する必要がある。

公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター補助金事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
D	<p>現状では中小企業労働者への福利厚生は必要と考えられる。今後は、補助対象団体の自立化を促していくことも重要である。あわせて、福利厚生の内容や公的支援の範囲、さらに近隣自治体との共同・連携についても検討し、時代の変化に合わせた見直しをすべきである。</p>
<p>補助の継続は必要であるが、効果が高くないため、見直しが必要である。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	0	1	4	2

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	3	1	0	1
	1	3	2	4
×	3	3	5	2

評価 C とした委員の意見

福利厚生サービスを受けない会員が、不公平感を持たないような改善を検討する必要がある。

評価 D とした委員の意見

基本的には、自立的な運営・事業実施を目指すものであり、その点において収入増と効率的な運営が必須である。今後は、近隣自治体の類似団体との連携・共同化、広域化を図っていくことがあるべき姿と考えられることから、その点も視野に入れ運営の在り方を検討して欲しい。また、制度を運用していくにあたっては認知度の低さは改善の余地があると思われる。

本事業は民営化、もしくは他の区との協働での民営化等を検討する必要がある。なお、中小企業の労働者福祉への補助は必要だと思う。

中小企業労働者への福利厚生は必要だが、民営への移行も検討しているとのことなので、自立を含めて見直しの時期なのではと感じた。また、メニューの充実度が高く、そこまで税金でカバーする必要があるのかは疑問である。

中小企業の育成が必要な時代もあったが、今もなお必要かどうかということについては議論すべき点であり、そこに公的な資金を適用する意味合いは薄れてきていると思う。公益社団法人を作ったのであれば、独立した運営を目指すべきである。いつまでも補助金を提供するというのは、社団法人を作った目的に反するのではないか。また、社団法人を作ったことにより、組織が大きくなり運営が難しくなる。合わせて、区の退職者の受け皿になっている側面もある。透明性のある運営をして欲しい。

評価 E とした委員の意見

時代に合わせたサービスのあり方が検討されていないと感じた。参加会員の多くが税制上の有利さもあり、事業者と聞いたが、その雇用する勤労者が本当に求めているかは不明である。例えば、多くの勤労者に届くアンケートが必要ではないかと考える。

必要性に関していうと、完全に自立化していくべきだと思う。公益性についても、中小企業の従業員数の約3%程度のカバーということなので、やや偏りがあると感じる。効率性・適格性についても、アウトプットの実績値について、まずは数値を把握し見直しを行って欲しい。個人的には、ものづくりを中心とした中小企業を支援していくことはとても大事だと考えている。補助金とは違ったかたちで地域産業を支援して欲しい。

すみだ福祉保健センター管理運営補助金事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団（以下「事業団」という）は、昭和 63 年 10 月に墨田区の出資のもとに設立した社会福祉事業団で、すみだ福祉保健センター内に本部を設置している。

事業団は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう、墨田区と一体となって墨田区の社会福祉事業の推進を図り、広く区民の福祉の向上と増進に寄与することを目的としていることから、事業運営に必要な補助を行っている。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

地方公共団体が設置した福祉施設の運営委託先は、社会福祉事業団が原則とされていたことから、平成元年 4 月に開設した「すみだ福祉保健センター」の各事業は、区から事業団に委託され、管理運営に必要な各事業の費用は委託料として支払うこととし、事業団運営経費については、補助金としたところである。なお、平成 18 年 4 月からは、指定管理者制度の導入により、すみだ福祉保健センターの指定管理者として、事業団が管理運営を受託している。

3 補助金の概要

（1）根拠法令

社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和 51 年 6 月 30 日条例第 21 号）
社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則

（2）補助対象者

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団

（3）補助金の算定基準

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団の運営事務費及び運営に要する人件費

（4）予算の推移（5 年間分）

（千円）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
歳出当初予算額	93,897	99,439	110,146	99,105	102,173
歳出決算額	85,266	93,067	95,330	83,200	

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

特別区では、23 区中 9 区で社会福祉事業団が設立されており、墨田区と同様に各種福祉施設の管理運営を受託している。

5 これまでの実績・成果

(1) 実績（活動指標）

- 平成元年 4 月 すみだ福祉保健センター各事業の管理運営を受託
- 平成元年 9 月 墨田母子生活ホームの管理運営を受託
- 平成12年 4 月 シルバープラザ梅若の管理運営を受託
- 平成22年 4 月 すみだステップハウスおおぞらの管理運営を受託

事業団は、区から 4 施設の管理運営を受託している。公共的な立場から、福祉、保健に係るサービスを多様な人材（専門職）により提供し、地域の高い信頼を得ている。

(2) 成果・効果（成果指標）

（27 年度は目標値）

成果指標	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
すみだ福祉保健センター利用者数 （各事業の合計件数）	44,481 件	46,351 件	47,615 件	47,304 件	48,000 件

6 課題

事業団としての新たな役割の付与や機能の充実を図り、福祉サービスの質の向上や一層の効率化への取り組みが求められる。

すみだ福祉保健センター管理運営補助金事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
<h1>D</h1>	<p>福祉サービスについては社会保障改革も進んでおり、民間企業の参入も拡大してきている。しかし、分野によっては公的な機関によらざるを得ない部分もあるため、一定期間の補助の継続も必要である。今後は、事業の効率化に取り組み、あわせて民間企業の参入を促すことが必要である。また、公募による指定管理者の選定や墨田区社会福祉事業団のあり方についても見直していく必要がある。</p>
<p>補助の継続は必要であるが、効果が高くないため、見直しが必要である。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	0	4	3	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	4	2	0	1
	3	5	4	6
×	0	0	3	0

評価 C とした委員の意見

ある程度の必要性はあると感じている。事業団が区から受託している事業は、今後公募になる可能性があり、それに伴い補助金事業も見直されていくべきである。本事業団の質の向上を求める。

指定管理者制度等の公募型にするべきである。今後も非公募のまま続けていくことは悪影響が懸念される。

区はすべてを担うのではなく、一般公募を進めて事業の透明化と効率化を図って欲しい。

民間で担う団体が育っていないとのことなので、そのような点においては必要性があると思う。サービスの受給者などやや偏りはあるが、公益性もあると思う。適格性については、一部では補助目的を達成していることもあり、高齢者を対象としたサービスは民間と競合することから、民間にできることは民間へといった考えも必要である。また福祉分野では、個人情報の保護が重要な面もあるが、実績などの情報は開示できる用意をするべきであると思う。

評価 D として委員の意見

利用者サービスがどれだけ向上したのか、効率的・効果的な施設運営が本当に実現できているのかも不明確である。本制度の効果を把握すべきである。指定管理者選定手続きが非公募で実施された点など、制度趣旨を踏まえた運用となっていないと見受けられることから、改善を図って欲しい。

現在は、十分なサービスを提供していると思うが、将来の墨田区の姿を描いて、地域や組織を創っていくという中心的な課題にこの保健センターが組み込まれるのか不明確である。また、人材・組織育成、地域経営に力点を置くべきと考える。

社会福祉制度改革のなかで、公的セクターが果たす役割は相対的に小さくなってきている。特に、事業化が成り立つ事業（高齢者福祉や介護保険）などは大胆に見直すべきだと思う。ただ、公的セクターは安心感もあるので、存在を一概に否定はできないが、公的セクターは常に効率性が問題になる。

すみだ学習ガーデン補助金事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

すみだ学習ガーデンに対する補助金の交付について必要な事項を定め、もってすみだ生涯学習センターの各種学習事業の円滑な運営を図り、区民の文化向上に資することを目的とする。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

生涯学習講座の企画・運営に区民が直接携わることができる体制にしたという「学習推進委員会」への補助金として、すみだ生涯学習センターが開設された平成6年度より開始。

その後、学習推進委員会を引き継いだ組織「すみだ学習ガーデン」のNPO法人化に伴い、平成14年度より現在の「すみだ学習ガーデン補助金交付要綱」へと改正した経緯がある。

3 補助金の概要

(1) 根拠法令

すみだ学習ガーデン補助金交付要綱

(2) 補助対象者

特定非営利活動法人すみだ学習ガーデン

(3) 補助金の算定基準

以下の経費の一部について毎年度予算の範囲内にて10/10の補助

生涯学習講座の企画・運営事業、 情報紙の発行等広報事業、 団体サークルの支援事業、
から に係る事業の運営に要する費用、 その他区長が必要と認める事業

(4) 予算の推移（5年間分）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	53,673	51,118	48,000	48,000	48,000
歳出決算額	48,998	48,503	44,450	41,343	

「千円」

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

他区においては、区民が企画等を行う生涯学習講座について、区が区民と協働しながら実施する例、あるいは指定管理者がその募集を行い、助成する例など、さまざまなスキームがある。

5 これまでの実績・成果

(1) 実績(活動指標)

「()は目標値」

活動指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
さくらカレッジ 講座数	118	133	123	144	(110)
さくらカレッジ 延出席者数	13,255	15,700	14,960	17,397	(15,000)

さくらカレッジとは、すみだ学習ガーデンが区との共催により、自己啓発・趣味・教養・英語等の語学などの各種教室・講習会を開催しているもの。

(2) 成果・効果(成果指標)

「()は目標値」

成果指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学習サポーター 登録人数	223	187	216	216	(250)

すみだの生涯学習を推進する学習サポーター(すみだ学習ガーデンの会員)について、主体的に生涯学習活動に参画するとの意味合いから、成果指標とした。

6 課題

すみだ学習ガーデンの会計予算(財源)の多くが、区からの補助金と委託料によって構成されている。

すみだ学習ガーデン補助金事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
E	<p>区民が自ら生涯学習の企画を立て、運営することは評価できる。しかし、補助の必要性や目的を明確にするとともに、この事業における受益者が自ら負担する仕組みとし、補助の効果が偏らないような見直しが必要である。</p>
<p>補助の効果は高くなく、手段の見直しを図っても、効果拡大は期待できない。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	0	1	2	4

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	1	1	0	0
	4	2	3	3
×	2	4	4	4

評価 C とした委員の意見

生涯学習は、多分野にわたるので、時代の流れの中で学習ニーズにこたえられていないと感じた。他の法人も参加できるシステムを考える必要がある。また、補助事業が中心となり、本事業への圧迫や新たな事業収入増への支障が出ているのではないかと。

評価 D とした委員の意見

NPO 法人としての財源で、区からの負担・補助金・受託の比率が大きいため、補助金・受託内容を見直すべきである。各事業部を分割し、区からの補助金・受託を削減するとともに、各種競争原理を適用すべきではないか。また、講座内容を区が行うべきものに限定し、民間が行うことができる講座はやめるべきである。

一定の効果は認められるが、もっと大きな生涯学習の目的があるのではないかと。また、革新的な改善、第三者的な評価がなされていないという印象を受ける。成り立ちの経緯は分かるが、墨田区と協定をするなど見直しが必要だと思ふ。

評価 E とした委員の意見

補助目的が不明確で、民間事業者が実施する学習機会が多く存在している現在の環境の中で、引き続き区が本事業に対して補助金交付を行い関与することの必要性について疑問がある。特に、管理費補助が行われていることについて、これは本来の補助対象経費とは考えられない。受講者からの受講料収入や広告収入等の自己収入での運営可能な体制とし自立化を目指すべきである。

事業の課題にあるように、自立化を図るべきだと思う。講座を受ける人が、墨田区北部に集中していることから、利用する人数も一部に限られているのではないかと感じた。利用者が利用料をより負担する構造や、自主財源を増やすべきであると思う。

生涯学習センターが開設された頃は、必要性はあったかもしれないが、長い時間が経っている。現在では、補助する必要性はないのではないかと。公益性についても、この補助事業の受益者が明確になっていない。適格性についても、すでに当初の目的は達成できているのではないかと。そもそも、行政が生涯学習としてやっていくべき方向性や、やるべき事業は別にあるのではないかと。とも思う。

NPO は基本的には自主的に運営を目指すべきで、公的な資金によって運営されるべきではない。また、一定の地域で行っているため、地域的な差があり、不公平感がある。各地域で自主的な活動を支援するような生涯学習のあり方にして欲しいと思う。一点集中主義ではなく、地域に分散するような方法を考えるべきである。